相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市上吉田町一丁目八三七番地一、最後の住所奈良県葛城市兵家一四五九番地三　被相続人　亡　秋山　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

事務所奈良県大和高田市大字大中七一番地の四　相続財産管理人　奥　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市塩冶町一九六八番地五、最後の住所島根県出雲市塩冶町一九六八番地五

被相続人　亡　高橋　靖人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

島根県出雲市大塚町七九一番地一大塚青山ビル三〇一

相続財産管理人　司法書士　藤原　文香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県宗像市上八一六七二番地、最後の住所福岡県宗像市上八一六七二番地

被相続人　亡　山路　正晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

事務所福岡県宗像市東郷二丁目四番一〇号

相続財産管理人　司法書士　井上　隆祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県小郡市三沢三九一〇番地一、最後の住所福岡県小郡市三沢三九一〇番地

被相続人　亡　中村　嘉宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

福岡県小郡市祇園一丁目一〇―一七　ひじかたビル二F

相続財産管理人　司法書士　中村　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県西松浦郡有田町桑古場乙二一一八番地二、最後の住所佐賀県西松浦郡有田町大樽二丁目四番三二号

被相続人　亡　北原　楠雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

佐賀県武雄市武雄町大字昭和八二九番地

相続財産管理人　田代　宏章

無縁墳墓等改葬公告

墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年十二月十九日

一、墳墓等所在地　兵庫県篠山市野間大縄場の坪七八二―一

一、墳墓等の名称　野間共同墓地（許可番号　兵庫県環一号二）

一、死亡者の本籍及び氏名　兵庫県篠山市野間酒井　一郎

一、改葬を行おうとする者　兵庫県篠山市野間下の坪二七三、二七四（野間公民館内）　兵庫県篠山市野間共同墓地管理委員会　代表　酒井　勝彦

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

㈡　登録番号　東京都知事登録旅行業第三―三〇一九号

㈢　商号　株式会社スウィングツアー

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社スウィングツアー　東京都品川区豊町六―六―一　代表取締役　大矢　秀雄

㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都品川区豊町六―六―一

㈥　旅行業登録年月日　平成二年七月二十七日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十八年十二月一日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、三百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十八年十二月十九日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号

一般社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

㈡　登録番号　大阪府知事登録旅行業第三―二六八八号

㈢　商号　有限会社トラベルジャパン

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　有限会社トラベルジャパン　和歌山県岩出市水栖一四五番地の五　取締役　中前みどり

㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　守口市寺内町二丁目七―二九マルセビル二階

㈥　旅行業登録年月日　昭和五十九年二月二日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十八年十一月二十九日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、三百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十八年十二月十九日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号

一般社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博

任意清算公告

当社は、平成二十八年十月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十二月十九日

長野県上高井郡高山村大字高井二八九二番地

合資会社亀屋商店

代表社員　亀原　幸朗